

第 1 必要性と目指すべきもの

1 必要性

- (1) **自治体内分権の推進**  
多様化・高度化する地域課題への迅速・的確な対応
- (2) **住民自治の拡充**  
「自助・互助・共助」の考え方に基づく地域主体のまちづくりの推進
- (3) **地域におけるまちづくりの仕組みづくり**  
長年の文化や歴史を有する合併旧町の継続的な発展

2 目指すべきもの

- (1) **身近な場所での総合的なサービスの提供**  
これまで旧町で提供してきた日常的なサービスと中核市の区域となることで拡充するサービスをできる限り住民に身近な場所で提供
- (2) **魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出**  
個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを通じた、住民一人ひとりが実感できる豊かさを創出

第 2 基本姿勢と基本的な枠組み

1 基本姿勢

- (1) **宇都宮地域独自の制度**
  - ・ 地域の特性を的確に反映するため、宇都宮地域の実情に即した制度を構築
  - ・ より良い制度として発展させるため、適宜、検証・改善を実施
- (2) **地区行政を先導する制度**  
旧市の「地区行政」を先導する制度と位置付け、新市としての一体性を速やかに確保
- (3) **簡素で効率的な制度**  
地域の自主性を尊重しつつ、合併のメリットである行財政の効率化に配慮した制度設計

2 基本的な枠組み

- 地域自治の拠点となる「地域行政機関」と、地域住民等で構成する「住民代表組織」が連携・協力して、魅力ある地域づくりを展開
- (1) **地域行政機関**  
地域の特性を生かした事務事業や住民生活に密接したサービスの実施、地域住民が主体となった地域づくりを行うための支援・調整など
  - (2) **住民代表組織**  
地域住民を代表する組織として、地域の総意を形成し、行政に反映

第 3 制度の概要

1 地域行政機関

(1) 執行体制

- ア **法的位置付け**  
地方自治法に基づく支所
- イ **名称**  
地域自治センター
- ウ **組織**

- ・ 本庁の部長に準ずる職を地域自治センターの長として配置
- ・ 内部組織は、全体の統一性を確保し、センター毎に適切な規模・体制を整備
- ・ 地域自治センターの所管は、市民まちづくり部

**地域経営担当部門**

地域の施策・事業などの企画立案、地域行政機関の総務、住民代表組織の事務局機能 など

**地域コミュニティ担当部門**

地域住民との協働の推進に向けた業務、日常生活に密着した地域内の防犯等に係る事務事業、地域における生涯学習・スポーツ事業、地域における青少年の健全育成業務 など

**市民サービス担当部門**

申請受付・諸証明発行などの各種窓口・税務関係業務、福祉に関する総合相談、生活保護の相談、高齢者・障害者・児童を対象とした保健福祉サービス、地域の健康活動の推進 など

**産業建設担当部門**

地域産業の振興、地域内の生活道路・近隣公園等の整備、都市計画関連資料の閲覧 など

エ **特別職の設置**

- ・ 参与（非常勤）を設置
- ・ 知識・経験を生かし、必要に応じ、地域行政機関の長を支援
- ・ 設置期間 4 年。任期 2 年（必要に応じ、更新可）。※平成 23 年 3 月 31 日で設置期間終了

(2) 主な事務事業

ア **基本的な考え方**

- ・ 住民生活に密着するサービス、住民代表組織の支援・協働事業を対象
- ・ 総務部門などは、合併に伴い、統合し、効率化

イ **主な事務事業**

総務的業務、住民生活、税務、保健福祉、産業、建設、教育、等

(3) 予算

ア **行政サービスに係るもの**

窓口サービスや保健福祉の相談などの行政サービスに係る経費は、過去の実績などを踏まえ、予算の原案を立案

イ **地域づくりに係るもの**

地域の課題の解決や個性ある地域づくりに係る経費は、新市の全体方針に沿って、住民代表組織の意見をもとに、事業ごとに計画を策定し、その計画に基づき、予算の原案を立案

2 住民代表組織

(1) 法的位置付け

- ・ 地方自治法に基づき、条例で定める附属機関（10 年間の時限条例）

(2) 名称

自治会議

(3) 役割

- ・ 当該地域のまちづくりに関する審議・答申・提案
- ・ 当該地域に係る合併市町村基本計画の執行状況に対する意見陳述
- ・ 当該地域が関連する全市的な計画等の策定に当たっての意見陳述

(4) 組織

20 人以内

(5) 任期

2 年（再任は妨げない。）